

児童福祉施策としての保育制度の改善を求める意見書

国におかれては、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、幼保一体化をはじめとした大幅な規制緩和を実施することにより、現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、「子ども・子育て新システム」の構築を検討されているところである。

今回の改革においては、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にするとともに、出産・子育て・就労の希望がかなうよう、仕事と家庭の両立支援により、充実した生活ができる社会の実現を目指しているものである。

もとより、これまでの児童福祉施策としての保育制度は、家庭の状況や保護者の所得にかかわらず、働く保護者の就労の機会を確保しながら、子どもの健やかな育ちを支援する制度として、保育関係者の長年の尽力により、社会に深く定着が図られてきたところであり、国家的課題である少子化対策の核ともいべき保育制度は、地域の実情や多様な保育ニーズに応じた保育サービスが確実に保障されるよう、公的責任の下で実施されることが不可欠である。

よって、国におかれては、子どもの環境を守り、保育をより充実するため、「子ども・子育て新システム」における保育制度の改革に当たっては、次の事項について配慮することを強く要望する。

- 1 国及び市町村の公的責任を明確にし、これまでの児童福祉施策としての保育制度の成果を後退させないようにすること。
- 2 国が今後定める保育所の最低基準の改善を図り、保育環境の充実を図ること。
- 3 子どもの健やかな育ちを支援するため、保育現場における人的資源充実に向けた人材確保対策の推進を図ること。
- 4 すべての子どもと保護者が、希望する保育が受けられるよう入所待機児童解消のため、国の責任において、引き続き保育所整備等の支援体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

徳島県議会議長 藤 田 豊